

調達管理番号：26a00424

調 達 件 名：ベトナム国 AI 駆動型モビリティ・プラットフォームを用いたカーボンニュートラルで健康的な都市に関するプロジェクト
(SATREPS) 詳細計画策定調査（評価分析）

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(1) 担当業務 : 評価分析
(2) 格 付 : 3号
(3) 業務の種類 : 調査団参団

(1) 契約履行期間（予定）：2026 年 8 月下旬から 2026 年 11 月上旬

(2) 業務人月：0.97

(3) 業務日数：準備業務 現地業務 整理業務

5 日 14 日 5 日

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2026年7月29日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◇ 評価結果の通知：2026 年 8 月 7 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ベトナム及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ベトナム政府は 2021 年の COP26 においてカーボンニュートラル 2050 を宣言しており、同目標達成の行動計画には、温室効果ガス（GHG）排出量の削減、グリーンで持続可能な都市開発と建築材料の研究・製造・使用、気候変動に対応するための DX の加速が掲げている。また、NDC では 2030 年までの自助努力による温室効果ガス（GHG）排出量を BAU 比で 15.8%削減（国際支援で 43.5%削減）という目標を掲げている。一方で、地方気候変動行動計画等の制度整備は進められているものの、高精度な都市・交通・環境データの不足、地域間での政策実行能力の格差、政策効果の定量評価フレームの未整備といった課題が依然として残されている。なお、政府は本研究の対象地域のダナン市をスマートシティおよびカーボンニュートラルモデル都市として位置づける中、中部の中核都市として急速な都市化、高齢化、交通渋滞、大気汚染、インフラ老朽化といった複合的課題が顕在化している。

かかる状況を踏まえ、ベトナム政府より地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）が我が国に要請された。本事業は、ハノイ工科大学等と広島大学（代表機関）等の日本側研究機関との協力により、ベトナム・ダナン市を対象に、交通行動、都市構造、環境データを統合解析し、AI およびデジタルツイン技術を活用し、交通に起因する CO₂排出量の推計、将来シナリオの分析、政策効果を評価するツールを開発・実装することによって、データ駆動型 EBPM（エビデンスに基づく政策決定）を確立し、脱炭素と社会的包摂を同時に実現する新しい都市モデル形成を支援するものである。

本詳細計画策定調査は、プロジェクトの実施に先立ち、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトの実施に係る合意文書締結を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPS及び技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効

性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2026年8月下旬～2026年9月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② ベトナム側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）の取りまとめに協力する。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。その他、現地協議用資料等の作成に協力する。
- ④ 社会・ジェンダー分析の考え方を適用してジェンダーに配慮した活動や指標に関して案を作成し、JICA 側に共有する。
- ⑤ 調査団内の打合せ（事前勉強会含む）、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2026年9月下旬～2026年10月上旬）

- ① JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。必要に応じて、PDMやPOに関する説明をベトナム側関係機関に対して行う。また、協議の際には、他分野の団員と協力の上、議事録（和文）を作成し、協議後3日以内を目途に団内に共有する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容

- イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
 - オ) 社会実装に向け、想定されるニーズ及び課題を整理する。
 - カ) 開発と気候変動対策の統合的实施を推進する観点から、本プロジェクトの活動内容がベトナムの「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contributions) と整合していることを確認する。
 - キ) 調査の実施に際しては、実施機関及び社会実装におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定、ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討・設定、ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
 - ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
 - ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
 - ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAベトナム事務所、日本国大使館等に報告

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

するための資料を作成する。

(3) 整理業務（2026 年 10 月中旬～2026 年 11 月上旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2026 年 11 月 6 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ③ 議事録（担当分）（和文）
- ④ PDM・P0（案）（英文・和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年9月27日～10月10日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 研究者代表

エ) 評価分析（本コンサルタント）

オ) 機材調達支援（JICAが別途契約するコンサルタント）

これに加え、JICAと連携して事業実施を担う国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）からのオブザーバー参加があります。

③ 便宜供与内容

JICAベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：必要に応じて英語⇄ベトナム語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

力) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。なお、資料は受注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての仕様、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとします。

- ・要請書（英文）
- ・案件概要表（和文）

- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・2026年度SATREPS新規採択案件の決定について

https://www.jica.go.jp/information/press/2026/20260416_11.html

- ・地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）における令和8年度新規採択研究課題の決定

<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1842/index.html>

- ・ジェンダー関連

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管

理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上